

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇国際決済銀行、対英借款の締結等を発表

国際決済銀行(B I S)は、6月13日、対英借款の締結などに関する声明を発表した。その内容次のとおり。

(1) 9か国(オーストリア、ベルギー、カナダ、西ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス)中央銀行およびB I Sが昨年9月英蘭銀行との間に締結した取決め(注)は近く期限が満了し失効する予定である。このため上記9か国中央銀行とB I Sは、英蘭銀行との間に新たにスワップ取決め(3ヶ月ごとに双方の合意により更新可能)を締結した。9か国中央銀行と英蘭銀行との間のスワップはB I Sを通じて実行される。今回の取決めのねらいは、海外諸国の保有するポンド残高の変動により英國の金・外貨準備に圧迫の加えられるなどを緩和し、ポンドの地位を強化することにある。

(2) 米国当局と英蘭銀行との間に昨年9月成立した取決め(米国連邦準備制度と英蘭銀行との間に成立している750百万ドルのスワップとは別枠)は引き続き有効である。

(3) フランス銀行は英蘭銀行との間に新たに期限3ヶ月の信用供与取決め(相互の合意により更新可能)を締結した。(注) 40年9月号「要録」参照。

なお、英蘭銀行も、同日上記とほぼ同内容の声明を発表した。

### 米州諸国

#### ◇カナダ、1965年下期の国際収支

1965年下期のカナダの国際収支は2億ドルの黒字となった。これは前期の0.7億ドルの赤字に比し、2.7億ドルの改善である。かかる改善の主因は、経常収支の赤字幅が前期の7億ドルから3.4億ドルに半減したことである。なお、資本収支の黒字幅は、短期資本収支の悪化により前期(6.5億ドル)比1億ドル方減少した。

経常収支の改善は、観光収支が季節的要因により前期の1.4億ドルの赤字から0.9億ドルの黒字に転じたこと、および貿易収支が、第3四半期末以降開始された対ソ小麦売却などを主因に1.6億ドルの黒字に転じたこと(前期0.7億ドル赤字)による。

長期資本収支は、前期比1.7億ドルの黒字幅拡大を示した。これは主として外債償還額の減少によってもたらされたものであり、直接投資流入額および外債発行高は前期並みの水準を維持した。ただし、昨年11月9日に成立した米・カ両国政府間における1965年中の米国内カナダ起債見合せに関する合意によって、約1.5億ドルの外債発行が1966年に繰越されている。短期資本収支の黒字幅は逆に2.7億ドル縮小した。これは、居住者の海外短期資産が増加したことおよび昨年6月の金融会社倒産などにからんで、非居住者の金融会社手形売却が増加したことが主因である。

以上のように、カナダの国際収支は昨年下期に若干の改善を示してはいるが、1965年全体としてみれば、経常収支の赤字が前年比6.5億ドル増大し、再び10億ドル台にのせたことは注目される。かかる経常収支の悪化は、国内景気の拡大を反映して輸入が15%増加したのに対し、輸出増加率は6%にすぎなかった事情を映すものであるが、国内経済は1966年も引き続き大幅拡大が予想されており、加えて米国の国際収支対策の今後の方向も懸念されるので、本年のカナダ国際収支については、なお予断を許さないものがある。

### カナダの国際収支

(単位・百万米ドル)

	1964年	1965年	1964年		1965年	
			上期	下期	上期	下期
経常収支	- 401	- 1,051	- 450	49	- 710	- 340
貿易収支	648	93	171	476	- 65	158
(輸出)	( 7,622)	( 8,082)	( 3,633)	( 3,989)	( 3,713)	( 4,369)
(輸入)	( 6,975)	( 7,988)	( 3,462)	( 3,512)	( 3,778)	( 4,211)
貿易外収支	- 1,048	- 1,144	- 621	- 427	- 646	- 499
うち銀光	- 46	- 45	- 128	81	- 138	93
利子・配当	- 615	- 678	- 300	- 315	- 315	- 364
長期資本収支	789	562	127	662	195	367
短期資本収支	- 53	634	347	- 400	450	184
総合収支	336	145	24	312	- 66	211
(経常収支) (地域別内訳)						
対米国	- 1,531	- 1,786	- 981	- 549	- 1,041	- 746
〃英 国	561	459	224	338	224	235
〃その他	569	277	308	261	106	170

資料 "Statistical Summary", Bank of Canada 原資料より、IMF平価(1カナダ・ドル=0.925米ドル)に基づき換算。

### 歐洲諸国

#### ◇英國、海員ストライキに伴う非常事態宣言

英國政府は、英國海員組合(National Union of Seamen)のストライキ長期化(注)に対処し、5月23日、女王の署名を得て非常事態宣言(Proclamation of a State of Emergency)を行ない、必要に応じて公益保護のための

緊急規則を定めうる権限(ただし7日以内に両院の承認が必要)を取得した。政府が明らかにしたところでは、かかる緊急規則の主なものは①生鮮食料品の値上がり抑制のための食料品に関する最高価格の設定、②燃料、食料品の供給統制、③係船の増加による港湾機能のまひを防止するための船舶運行および港湾労働の統制である。

(注) 英国海員組合は、労働時間短縮による実質17%の賃上げを要求して5月16日から無期限の全面ストライキに突入、その後、6月29日に至り政府のあっせんにより、ようやく解決を見た。

#### ◆ロンドン・ダラーCDの発行

米国市中銀行 First National City Bank ロンドン支店および Chemical Bank New York Trust ロンドン支店は、それぞれ、5月26日および6月13日から、ロンドン市場において、ドル建の譲渡可能預金証書(ロンドン・ダラーCDと呼称)の発行を開始した。同証券の発行条件などは次のとおり。

(1) 形式は通常、譲渡可能所持人払い証券。ただし、大口預金者に対しては、希望により記名証券の発行も考慮する。

(2) 発行先は、当面、欧州の非米系企業に限り、預入されるドル資金は輸出入関係の貸出に充てる。

(3) 券面額は千ドル未満の端数をつけず、最低25千ドルとする。

(4) 期間は、当面、30日、60日、90日、120日のものに限るが(Chemical Bank はこのほか180日ものを発行)、市場の発達をみて、ゆくゆくはこれ以外の期間のものも発行する。

(5) 利率は発行時のユーロ・ダラー定期預金の金利にスライドさせ、それより1%程度下回らせる。

なお、現地報道によれば、ロンドン・ダラーCDの売れ行きは好調の模様で、他の米系銀行の中からも同証券の発行に踏み切るものが出るとみられている。

同CD発行のねらいは、米国の金融市場のひっ迫に対処して米国外でのドル要資をユーロ・ダラー市場から調達することにあると伝えられ、米銀の欧州市場に対する積極的姿勢を示すものとして注目されている。

一部には、今後ユーロ・ダラーからCDへのシフトによって従来のユーロ・ダラー取引の形態に変化を生じることも予想されるとし、その結果、小規模の Merchant Bank のドル預金取引きはある程度縮小を余儀なくされるのではないかと警戒する向きもみられる。

#### ◆西ドイツ、景気安定化法案を作成

経済省は「財政制度改革のための委員会(通称トレー ガー委員会)」の諮詢に基づき、景気安定化法(Gesetz

*zur Förderung der wirtschaftlichen Stabilität*)案の作成を急いできたが、このほど完了し、6月上旬その内容を公表した。主要点は次のとおり。

##### (1) 予算の Contra-cyclical な運用

好況時に租税の自然増収分を、政府債務の期限前返済ないしブンデスバンクへの預入に充当し(このため、ブンデスバンクに景気調節準備金勘定を新設)、不況時に引き出す。また歳相に対し、好況期には不要不急支出の繰り延べ、不況期には予算の1割繰り上げ支出を行なう権限を付与する。

##### (2) 多年度財政計画の導入

特に公共投資支出に計画性を持たせる。

##### (3) 連邦政府に対する税率変更権限の付与

連邦政府に対し、一定程度内において直接税の税率および無税償却率を変更しうる権限を与える。

##### (4) 信用供与の量的規制

「基本法」を改正し、中央・地方政府が財政赤字を補てんするために行なう起債ないし借り入れに限度額を設定する。また、準備預金制度における法定最高準備率を引き上げるほか、ブンデスバンクに対し、市中貸出の規制、公開市場証券の発行を行なう権限を付与する。

上記法案のねらいは、連邦政府、中央銀行の景気調節権限を強化することにある。これには従来放漫な政策運営を批判されていた地方政府を連邦政府の規制下におくことを意図した配慮も含まれている。

しかし、西ドイツでは、従来から市場経済に対する政府の干渉をきらう風潮が強く、また地方分権的色彩がきわめて強いだけに、景気調節準備金の設定、税率変更あるいは起債限度額設定などかなりドラスティックな内容を含んだ同法案の審議はかなり難航することが予想される。

すでに本法案に対し、地方政府の代表で構成されている連邦参議院はかなり強い抵抗を示しているといわれ、また産業界は景気過熱の主因が財政膨張にあった点を指摘し、財政政策に上記第1点、第2点でいう景気調節的機能を持たせねば十分であり、特に第3点にいう税率変更などにより民間企業の活動を圧迫する必要はないと強い反対の態度をとっている。

本法案は6月22日に連邦議会に提出され、7月15日までに第1読会を終了し、連邦参議院へ回付されることになっているが、同院での本格的討議はバカンス明けの秋口になる公算が強い。

#### ◆フランス、金融機構の改革方針を発表

フランス政府は5月25日の閣議において、金融機構改

革に関する一連の方針を発表した。その概要は次のとおり。

#### (1) 銀行最低資本金の引き上げ

銀行の最低資本金を次のように引き上げる(単位百万フラン、カッコ内は従来の額)。

株式会社形態のもの その他形態のもの

預金銀行	2 (1)	0.8 (0.4)
事業銀行	20 (1)	10 (0.4)

本件は5月28日付の大蔵省令により正式に決定された(ただし実施は1968年末までとされている)。この措置のねらいは、銀行取引規模の拡大によって実情に沿わなくなつた旧規制(1960年改正)を調整するという点にあるが、むしろ、特に中小規模の事業銀行の合併を促進し銀行の大型化を進める点にあるとされている。

#### (2) リース会社に対する規制

リース会社を金融業者(*établissement financier*)ないし場合によっては銀行の範囲に加え、国家信用理事会の諸規制を適用する。本件に関する法律を公布した後、6か月以内に国家信用理事会に登録しないリース会社に対しては、その業務を停止する。

#### (3) 証券市場の機構改革

現在フランスには八つの証券取引所が存在し、それぞれに仲買人協会(*Compagnie des agents de change*)が属しているが、今後この八つの仲買人協会の組織を一本化し国営仲買人協会(*Compagnie nationale des agents de change*)を設立する。本措置は、1961年以降1銘柄を2市場以上にわたって上場することが禁止されて以来、株式のパリ市場への集中(現在取引量の97%)と地方市場の衰退が目立ち始め、政府が積極的に推進している産業の地方分散政策上からも好ましくない状況となつたため、今後当局の一元的監督のもとに証券市場相互間の交流を密にし、地方市場の振興をはかる趣旨でとられたものである。

#### (4) 信用供与方式の改革

現在フランスの銀行信用は大部分が手形割引形式をとっているが、これは銀行の事務量を増高させ、ひいては顧客の受信コストを高くしているので、今後諸外国の例にならない漸次当座貸越形式を普及させることとし、そのための具体案につき金融界有力者からなる特別委員会を組織して、2か月以内に報告させる。

#### ◆フランス、銀行券の海外持出しを緩和

フランス大蔵省は、このほどフランス銀行と協議のうえ、海外渡航者(フランス在住外国人を含む)のフランス銀行券持出し限度額を従来の1人1回につき1,000フラン

から7,000フランに引き上げることを決定し、7月そうぞう実施に移すこととした。

これにより、海外渡航者は今後その費用(最高限は従来同様前回渡航時の未使用分1,000フランを含め7,000フラン相当額)を次のいずれかの方法により持ち出すことが可能となる。

#### (1) 全額フランス銀行券による。

#### (2) 一部をフランス銀行券、残りは外貨による。

この際外貨については、従来同様1人1回につき5,000フラン相当額と前回渡航の際の未使用分1,000フラン相当額を合算した6,000フランを超えてはならないとされている。

大蔵省の声明によれば、今回の措置はフランスの国際収支の現状からみて、国内銀行券の持出し規制を緩和してもさしつかないと判断されたためとられたものである。

#### ◆フランス、流動比率の引下げ

フランス銀行は6月20日、6月の流動比率(coefficient de trésorerie)を現行の32%から31%に引き下げる決定した。流動比率の従来の最低水準は、本制度発足の1961年1月から1962年2月末に至るまでの30%で、今回の水準はこれに次ぐものである。フランス銀行によると、今回の引下げは夏季休暇を控えた現金需要の増大に対処して行なわれた季節的調節措置であり、金融政策の基調の変更を意味するものではないとされている。なお、本年にはいってからの流動比率の推移は1~2月35%、3月32%、4月33%、5月32%となっている(昨年は1~3月36%、4月34%、5月35%、6月34%)。

#### ◆フランス、市中銀行間の協調進む

フランス最大の事業銀行 Banque de Paris et des Pays-Bas(以下B P P Bと略)は、6月7日声明を発表し、Crédit Industriel et Commercial(預金銀行)、Compagnie Bancaire(事業銀行)、Worms et Cie(事業銀行)とそれぞれ協調関係(Coopération)を結んだ旨を明らかにした。

上記声明によると各行は今後も独立の銀行として存続するが、B P P Bは他の3行とそれぞれ持ち株関係を結び役員を交換(Crédit Industriel et Commercialとは直ちに実施、Compagnie Bancaireとは本年末までに実施、Worms et Cieとは当面は業務提携契約を結ぶにとどめ、いずれ資本参加、役員交換を行なう予定)することによって各行それぞれの特色を生かした大銀行グループを結成し、資金力の充実と業務の多角化をはかる

ことが意図されている。

こうした動きの背景としては、次の事情があげられる。

(1) さる 2 月の銀行法改正によって事業銀行と預金銀行との業務区分が緩和されたため、B P P B と Crédit Industriel et Commercial との協調が相互に有利となつたこと(とくに支店網のない B P P B としては、新たに短期信用業務に乗り出すには、全国に支店網をもつ C I C との協調関係が望ましいと判断されたこと)。

(2) 賦払信用および不動産信用に特色をもつ Compagnie Bancaire と B P P B との協調は、相互に資金力の充実、営業分野の多角化に資するところが大きいこと。

(3) 小規模事業銀行たる Worms は B P P B との協調を通じ業務分野の拡大を期待できること。

フランスでは、先に Banque de L'Indochine と Schneider グループの資本交流(5月号「国別動向」参照)、国有化銀行の合併(前月号「国別動向」参照)など一連の銀行界再編成=大型化の動きが目立っており、今回の B P P B を中心とした市中銀行間の協調関係成立も、こうした動きの一環とみることができる。

#### ◇スイス、中央銀行法改正案の発表

5月17日、大蔵省は中央銀行法改正案(Bericht zu den Vorschlägen betreffend die Revision des Nationalbankgesetzes vom. 23. 12. 1953)を発表した。これは中央銀行の景気調節手段の拡大をねらったもので、主な改正点は次のとおり。

##### (1) 準備預金制度の導入

準備預金制度に関する規定を新たに導入する。その際、法定準備額の算定対象となる債務は、非金融機関から受け入れた預金、借入金、金融機関から受け入れた債務および金融債(ただし 5 年以下)の発行代り金のうち、基準時点の残高を超過した部分とする。準備率は、居住者から受け入れた債務に対しては最高 40 % (当座性、定期性債務) 最低 5 % (貯蓄預金および金融債発行代り金)、非居住者から受け入れた債務に対しては居住者受入分のそれぞれ 2 倍の比率が適用される。準備率の適用金融機関としては商業銀行、貯蓄銀行、不動産銀行が予定されているが、バランスシート総額が10百万フラン以上のものの(520行)とする案と 5 百万フラン(899行)以上とする案とが考慮されている。なお実際積立額が法定準備額を下回った場合には、その差額に対し公定歩合(再割引歩合)の 3 % 高の罰則金利が徴求される。

##### (2) 市中貸出規制権限の付与

現行法第16条第1項(公定歩合の変更権限)を改正し

て、過剰な市中貸出を抑制しうる規定をそう入する。その際市中貸出の増加率を G N P (実質)の伸び率の範囲内とする。規制対象となる貸出には、当貸、割引、不動産抵当貸付(主として建築向け)等長・短期のすべてが含まれるが、基準時点の貸出残高を上回る増加額のみが規制対象となる。

##### (3) 中央銀行の売出し手形発行

中央銀行が売出し手形を発行できるようにする(金利は中央銀行が負担)。

(4) 以上その他、①現行の比例準備制度を弾力的なものとする。②回収告示の行なわれた銀行券の回収期間(現行 20 年)を善意取得者に限り延長する。③中央銀行に対する連邦税を免除する(現行、州税のみ免除)。

(5) 準備率の変更や、市中貸出規制限度および中央銀行売出し手形の発行額等は、中央銀行役員会(Direktorium)が、スイス銀行家協会常任委員会(Standige Kommission der schweizerischen Bankier vereinigung)の意見を聴取した上で決定する。もし後者が反対した場合には銀行委員会(Bankausschub)が最後の判断を下す。

#### ◇ベルギー、公定歩合の引上げ

ベルギー中央銀行は 6 月 1 日、公定歩合(割引歩合)を 0.5% 引き上げて 5.25% とすることを決定し、翌 2 日以降実施した。この水準は、同国としては従来の最高である(なお前回の引上げは 1964 年 7 月、4.25 → 4.75%)。引上げの内容は次のとおり。

手形の種類	旧利率 (%)	新利率 (%)
(1) 割引 銀行を支払場所とする銀行引受手形	4.75	→ 5.25
中央銀行が認証した貿易手形(輸入)	4.75	→ 5.25
同上(輸出)	4.25	→ 4.75
銀行を支払場所としない銀行引受手形	5.25	→ 5.75
銀行を支払場所とする約束手形	5.75	(据置き)
銀行を支払場所としない約束手形	6.25	→ 6.75
(2) 貸付		
130 日以内満期の大蔵省証券および国債基金(Fonds des rents)証券担保	5.25	→ 5.75
130 日以上 1 年以内満期の同上証券担保	5.75	→ 6.25
その他の公債担保	6.5	→ 7.0

今回の引上げは、5 月上旬一連のインフレ対策が実施された(前月号「国別動向」参照)後も物価の騰勢が衰えず、加えてオランダ、西ドイツで相次いで公定歩合が引き上げられるなど近隣諸国の金利上昇傾向が目立ち、そ

の影響からベルギー国内の市場金利も上昇したためにとられたものである。

## ア フ ジ ア 諸 国

### ◇アジア・太平洋閣僚会議の開催

アジア・太平洋閣僚会議は、韓国の主催により6月14日から16日まで、10か国(韓国、日本、台湾、タイ、マレーシア、フィリピン、南ベトナム、豪州、ニュージーランドのほかオブザーバーとしてラオス)参加のもとに、韓国の首都ソウルで開催され、合意に達した諸点は最終日に共同コミュニケとして発表された。

共同コミュニケの主なる点は次のとおり。

- (1) アジア・太平洋地域の諸国は、同地域の平和と安全を確保するため、外部からの脅威に対する結束を強化する。
- (2) 南ベトナムにおける平和秩序の回復に協力する。
- (3) 経済、技術、文化、社会および広報の諸分野においていっそう積極的に協力する。
- (4) 地域協力を促進し、地域諸国の連帯性を強化するため継続的な協議を行なうこととし、第2回会議を明年中にバンコクで開催する。
- (5) 本会議の門戸を開放し、今回参加しなかった自由諸国の参加を求める。

### ◇インド、ルピーの引下げ

インド政府は6月5日、ルピーを36.5%方切り下げる(1米ドルにつき4.76ルピーから7.50ルピーへ)と同時に、次の一連の措置を発表、翌6日から実施した。

#### (1) 輸出税の賦課

		(原価に対する比率 %)
ヘシアン(ジュート) トン当たり	900ルピー	40
原綿	〃 1000 〃	42
茶	キロ当たり 2 〃	20
コーヒー	〃 0.5 〃	12
皮革	価格の 10%	10

その他、こしょう、やし油、くず綿などにも賦課される。

#### (2) 輸入税率の引下げ

機械パーツ	40%から 27.5%へ
中間製品	60%から 50%へ

(注)一般消費財については、従来どおり 100%。

#### (3) 消費税の軽減

軽油、ジーゼル油、揮発油など特定商品に限って消費税を軽減。

#### (4) 輸出割戻制度(輸出業者に対し輸出額に応じて一定割合で消費税を還付)、優先外貨割当制度および輸入課徴金度制の廃止。

インド当局の説明によれば、今回の措置は、①昨秋の印パ紛争を契機に、同国の外貨準備高は減少を重ね、現在最悪の外貨危機に直面していること、②今後同国が経済開発をより強力に推進するためには、経済の体質改善を図り、自立化への度合いを高める必要があること、などの理由から採られたものである。

### ◇ビルマ、国有銀行の再編成を実施

ビルマ銀行業務国有化委員会(Banking Business Nationalization Committee)は、さる4月30日、国有銀行(注)の業務区分を次のとおり指定し、きたる7月1日からその専門業務を実施せしめる旨発表した。

(1) 国立商業銀行(State Commercial Bank、従来内国銀行業務と外国為替業務を取り扱っていた)のラングーン本店のみを唯一の外国為替専門銀行(為替管理、外国為替の売買、トラベラーズチェックの取扱いなどをを行う)とする。

(2) 人民銀行(Peoples' Bank、従来内国銀行業務と、わずかながら外国為替業務を扱っていた)は、次の専門業務を行なうこととする。

イ. No. 5/9 銀行…国営および民間企業との取引

ロ. No. 2/10 銀行…政府関係機関との取引

ハ. No. 7/8 銀行…政府各省との取引

ニ. No. 3/4、15/16、13/14 の各銀行…個人口座取引

ホ. No. 19、11/12 の各銀行…貯蓄業務

(注) ビルマの銀行組織は、革命前には連邦銀行(中央銀行)のほか、国立商業銀行、外国系民間銀行(16行)ならびに地場民間銀行(15行)などから構成されていたが、革命政権により、1963年2月、ビルマ社会主义発展の基礎を築く目的で民間銀行の国有化が行なわれた。この民間銀行は、人民銀行 No. 1 から No. 31 まで一連番号で呼称されたが、その後グループ調整の結果23行となって今次措置に至っている。

### ◇フィリピン、大蔵省証券の入札発行

フィリピンでは、かねてより大蔵省証券発行計画(総額65百万ペソの大蔵省証券—91日ものーを26週間にわたり入札発行)を検討していたが、このほど同計画に基づき、5月16日、第1回発行(5月23日)分として5百万ペソの入札を実施した。本証券は米国 T.B. と同様割引発行方式をとっており、今回の入札の応募額は11百万ペソ、利回り(年率)は3ヶ月もの定期預金金利 5.75%を若干上回る 6.911%と、初回発行としてはまずまずの成果を収めた。

この措置は、政府が大蔵省証券の市中消化を促進する

ことにより、従来中央銀行借入れに依存してきた財政資金調達を改善し、財政面からのインフレ圧力を取り除くとともに、証券市場を育成して、ゆくゆくは中央銀行の公開市場操作を可能ならしめることを企図したものである。

#### ◆南ベトナム、ピアストルの切下げ

南ベトナム政府は6月18日から、次のとおり、ピアストル貨の切下げとともに従来の複数為替相場の一本化を実施した。

(1) 従来ピアストル貨の外貨交換レートは、1米ドルにつき①公定レート35ピアストル、②貿易取引レート60ピアストル、③貿易外および資本取引レート73.50ピアストル、④米軍票レート118ピアストルの4本建てであつ

たが、米軍票レートを除きすべて80ピアストルに統一する。

(2) ただし、すべての外貨受払に対し1米ドル当たり38ピアストルの調整金が加算されるため、新レートは実質的には1米ドルにつき118ピアストルとなり、昨年8月31日の軍票発行にあたって設けられた特別レートに一本化されたこととなる。

南ベトナムでは戦乱の激化による必需物資の不足、輸出の停滞に加え軍事費、治安関係費の膨張を主因とする財政赤字の増大からインフレは一段と激化しており、ピアストルの閣レートは最近では1米ドル当たり160～180ピアストルに推移している。今回の措置は、こうした背景のもとに総合的な経済安定計画実施の一環としてとられたものである。